

議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会6月総会

日 時 令和4年6月28日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第5号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第6号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第3号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第4 | 報告第4号 | 農地法第4条による許可申請の取下げ願いについて |
| 第5 | 議案第9号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第6 | 議案第10号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第7 | 議案第11号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第8 | 議案第12号 | 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |
| 第9 | 議案第13号 | 四万十町農業振興地域整備計画の変更について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 欠席 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 欠席 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 欠席 | 22. 西井 健夫 | 23. 欠席 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 欠席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 6番 下元誠一郎 9番 山本道雄 21番 岡村博晶 23番 西内一隆 28番 大西博之
38番 秋田公幸

〔事務局〕

西田 尚子 杉本 孝成 池本 拓矢 森本 太貴 宮本 和也 山川 美恵

〔農林水産課〕

高橋 直己 竹本 将太

会長

皆さんこんにちは。今日は大変お忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。先ほど局長も言いましたが、四国地方に今日梅雨明け宣言が出されたようです。本当に暑い日がこれからますます続くと思います。天気予報で何日か続けて雨の予報が出てたのに全然降らなかったような気がいたしまして、場所によっては降ったと、さっきも言っていた方もおりましたが、うちはほとんど雨は降りませんでした。空梅雨と言っていいぐらいの本当に雨の少ない梅雨だったと思います。このままだったら、この水不足が心配されます。稲の出来、また生姜や野菜なんかに影響があるんじゃないかと心配しております。梅雨明け宣言がありましても、またのちに雨が降るといふこともありますので、期待したいと思います。

それと6月21日ですが、高知市内におきまして、高知県農業会議の総会がございました。私と局長とで参加して参りました。その農業会議の総会で、我々の林幸一会長が10年間、会長を務めていただいたんですが、去年退任され、南国市の武市会長が務めていただいておりますが、今期で退任ということになりまして、その後、新しい農業会議の会長と致しまして、高知市の大野会長が新しい会長を受けてくださることになりました。その大野会長とも総会終了後、お話しする機会がありました。また、各地域の会長、それから事務局ともお話をしました。最近、農業委員会が直面をしている、激化する最適化につながる活動に皆さん大変な思いで毎日毎回苦労しています。記録簿の提出問題とか、いろんなことについて話をしてきました。そのことについてはまた後程報告させていただきます。

先ほど言いましたように梅雨も明けましたので、本当に体調には気を付けて水分をしっかり取っていただいて、休憩休養とっていただき、熱中症にならないようなお仕事、また生活をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。それでは、総会の方に移らせていただきます。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は議席番号4番 小野重明委員に申し上げます。ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

4番

四万十町農業委員会憲章の朗読

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、6番 下元誠一郎委員、9番 山本道雄委員、21番 岡村博品委員、23番 西内一隆委員、28番 大西博之委員、38番 秋田公幸委員からの欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定によ

り農業委員 17 名、推進委員 16 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 5 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和 4 年度四万十町農業委員会 6 月総会の会期は、令和 4 年 6 月 28 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 6 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 14 番 吉良榮委員と、27 番 市川正司委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 3 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 3 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は 3 ページをご覧ください。

今月は窪川地域 1 件、西部地域 1 件、全部で 2 件となっております。

窪川地域からです。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。数神字梅ノ木川ナカソ子 527 番 2、地目、畑、面積、72 m²です。申請地は 10 年以上前より耕作しておらず、現在は原野となっております。令和 4 年 5 月 27 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、令和 4 年 5 月 27 日非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号 2、添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。土地の所在地は、江師字柳ノツル井 420 番 7、地目、畑、面積は 16 m²。申請地は、20 年以上前から宅地への進入道路となっており、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 4 年 6 月 2 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第3号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第3号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第4号 「農地法第4条による許可申請の取り下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 「農地法第4条による許可申請の取下げ願いについて」報告いたします。議案書は、4ページです。

取下げ議案番号は、令和3年度 2月総会、議案第52号 番号3、土地の所在等は、記載のとおりです。取下げ理由については、計画地変更によるものです。

ちなみに、代替地としては、自宅横の雑種地。所有者は申請者の父親名義の土地です。以上です。

議長 報告第4号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第4号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第9号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。議案書は5ページです。申請地の位置等は、添付資料5ページからご覧ください。件数につきましては窪川地域が2件、西部地域が2件の計4件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1からご説明します。

土地の所在地、若井川字ビシヤゴ931番1、地目、畑、面積、904㎡。他1筆あり、合計2筆、1,092㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では果樹を栽培する計画となっております。

番号2、土地の所在地、日野地字神西529番、地目、田、面積、247㎡。他10筆あり、合計11筆、5,748㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は今回の申請を含め達成します。申請地では生姜を栽培する計画となっております。窪川地域は以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号3について説明します。

土地の所在地、戸川字岡ノ前227番2、地目、田、面積29㎡。以下、2筆あり、合計3筆、面積が997㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理

由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号4について説明します。

土地の所在地、野々川字一ノ又458番18、地目、畑、面積621㎡。以下3筆あり、合計4筆、面積が2,700㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第9号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。3番 廣井栄治委員。

3番

番号1の件につきまして24日に現地を確認して譲受人、譲渡人双方より聞き取りを行いました。現況は畑で柚子が植わっている状況確認をいたしております。

譲受人は今回、売買に至った畑の隣に住居新築をしております、まだ完全に移り住んではおりませんが、住所も先だつて変更し、まもなく引っ越しを完了するようでございます。生姜の生産農家でありまして、年間ほとんど農作業に従事しており、今回購入の周辺には他の農地はなく営農上の悪影響もございません。

譲受人は身内で生姜の栽培を行っており今回、売買の農地については、将来的に農業用の倉庫を建てたいというふうに考えているということでございました。譲渡人につきましては、高齢になりまして柚子管理、生産を断念したそうで譲受人の希望もあり、売買を決断したということでございます。今後の農業を担っていくであろう意欲ある若者でございまして、認定農業者でもあり、問題はないものと判断をいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして番号2番。27番 市川正司委員。

27番

2番の案件について、補足説明をいたします。6月22日に電話にて、譲受人の方からお伺いをいたしました。農地の現況はすべて田でした。

譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間で200日以上は畑に精を出しております。

周りは、資料の方で見てもわかるように四万十川本流と日野地川との境の所にあり、取得する農地はかたまってあります。

譲渡人は高齢のためと地区外に出ておりますので、耕作も困難ということで、今回の売買に至ったそうです。

譲受人は地域の担い手でもありますし、認定農業者ではないんですが、今後認定農業者の申請をすると言っておりました。この件に関しては問題ないと思います。

議長

続きまして、番号3番。14番 吉良榮委員。

14 番

番号 3 番について説明します。譲渡人、譲受人両者から確認しました。

譲受人は認定農業者ではありません。6 月 25 日に譲受人と現地確認し、聞き取り調査を行ないました。現況は田であり、譲受人がすでに田植えをしております。譲受人ですが、畑なども効率的に利用して耕作を行っております。年間 150 日以上農作業に従事することも確認しております。取得する農地ですが、これまでと同じ稲を作るために営農上周辺農地へ悪影響を与えることはありません。譲渡人ですが、まだまだ引退する年齢ではありませんが、2、3 年前より体調を崩しており、昨年も譲受人に作ってもらっていたようです。今後継続して耕作することも困難な状況のため、売買に至ったとのことでした。

譲受人は、これまで勤めながら農作業を行っていましたが、定年退職を機に本格的に農業をはじめました。地域の担い手であり、期待されております。意欲もあり、体が動く限り農業すると言っております。以上、確認の結果、議案第 9 号番号 3 は問題なしと判断しました。審議をお願いいたします。

議長

続きまして、番号 4 番。34 番 平野直人委員。

34 番

番号 4 番について譲渡人、譲受人両者から確認しました。現況は畑と田であることを確認しております。譲受人は、農地を効率的に利用しております。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しております。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しております。譲渡人は、今回の申請地から離れたところに住んでおり、耕作も不便なため叔父であり、申請地から近いところに住んでいる譲受人に贈与するに至ったとのことでした。以上の確認の結果、番号 4 の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長

議案第 9 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 9 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 9 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 6 議案第 10 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 10 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 7 ページです。今月は窪川地域の 1 件、西部地域の 1 件、計 2 件です。番号 1 番を説明します。

添付資料は 9 ページから 13 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、見付字カヤノ木 744 番 1、地目、畑、面積、442 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、手狭となったため新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、10 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側は町道を挟み同意有の農地、北側、東側、南側も同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については現況地盤より 30 cm ほど表土を取り除き、埋め戻し後に転圧、防犯砂利敷きとします。進入計画については、申請地西側の町道から直接進入します。進入部分の工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、申請地西側の町道側溝へ接続し排出します。また、排水にあたっては、町道を横断し既存の町道側溝へ接続するため、工事許可、道路占有許可等が必要ですが、現在協議中で許可見込みであることを本町建設課にて確認しています。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。番号 2 について説明します。

申請地は、1 筆。土地の所在地、江師字下モシダヲ 485 番 1、地目、畑、面積、402 m²の農地です。

権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。

転用理由は、現在社宅で生活していますが、定年退職を機に社宅を離れなくてはなくなり、適地を探していたところ管理をしている農地が近くにあり、利便性も良いこの土地に新たに農家住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、15 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、

駐車スペース、物干し場等を整備する計画です。

周囲の状況は、北側、西側は同意有の田や畑、東側は町道を通りや同意有の畑、南側は宅地や譲渡人の畑となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、2mの盛土を行い、整地後砂利敷きを行う計画です。進入計画については、申請地東側町道より直接進入します。排水計画については、雨水は自然浸透及び西側の既存水路に排水します。汚水は東側町道内の下水道に排水します。

資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保している事を確認しています。以上です。

議長 議案第10号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。20番 中城康子委員。

20番 6月23日に現地を確認しまして、24日に譲受人は離れたところにおりましたので、電話で連絡をして確認をいたしました。譲渡人は24日に面接をしてまいりました。
譲受人の方は許可が下り次第着工したいと言っております。周辺は宅地とその一部に畑がありますが、営農上全然問題はないと思います。排水などは事務局がおっしゃった通り、合併浄化槽設置で、周辺に影響があることはないと思います。以上確認の結果特に問題はないと思います。

議長 続きまして、番号2番。15番 竹内純委員。

15番 この件について6月23日に現地で譲受人より聞き取りをしております。
許可があり次第、土地の造成に着手することを確認しております。
面積につきましては、必要最小限で問題ないと思います。また、周辺農地の同意もありまして、特に問題はなく、また排水計画についても先ほど事務局が説明しましたように、雨水は自然浸透及び水路への排水。雑排水ですけれども、この地区には、下水処理場がありまして、それと接続して排水をするということでございます。
以上の確認の結果、番号2番の転用は特に問題ないと判断を致しました以上です。

議長 議案第10号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第10号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 10 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 7 議案第 11 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 11 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 4 年 7 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤許可促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは、10 ページからです。件数は、西部地域の 4 件になります。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 21 ページからになります。それでは、順に説明します。

番号 1、土地の所在地、大道字クスノ 1876 番、地目、田、面積、840 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 2 年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 2、土地の所在地、地吉字中亀越 1957 番 2、地目、田、面積 303 m²です。外 1 筆あり合計で 2 筆。面積が 1,128 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 5 月 6 日までの 1 年 10 ヶ月になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 3、土地の所在地、相去字フルトノ 782 番、地目、田、面積、1462 m²です。外 1 筆ありまして、合計 2 筆、面積が 2,514 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 1 年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 4、土地の所在地、相去字イヅガ谷口 771 番、地目、田、面積 722 m²です。他 2 筆ありまして、合計 3 筆、面積が 3,629 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 1 年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長

議案第 11 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。35 番 山崎力委員。

35 番

先日、現地確認をしてきました。借受人の方は留守だったので、大道の方まで入って行くには 30 分ぐらいかかるので、貸出人のところに寄って、話を聞いてみましたが、作ってもらえるなら貸しますということで借受人に次の日に電話で話を

した事ですが、少し面積を増やしたかったそうです。また、周辺の農地にも影響与えないと確認しました。借受人の農地を確認しましたが、草刈も丁寧に行われており、なんら問題ないと思います。

議長 続きまして、番号2番。14番 吉良榮委員。

14番 番号2について説明します。6月24日に現地確認をして借受人と話をしようと思ったところ、借受人ですが、留守でありまして、ついでにパトロールをしようと思いで入って出てくると貸出人とちょうど会いまして、聞き取り調査を貸出人とはその場でし、借受人とは25日に聞き取り調査を行ないました。借受人ですが、この地域のリーダー的存在で信頼も厚く、非常に意欲があります。年間200日、椎茸栽培とか稲作などで、年間200日以上は農作業を行っております。賃借料が2万円と粃5袋となっておりますが、貸出人がどうしてもお米が欲しいということで、双方納得の上で決定したようです。この土地は田んぼでありまして、借受人が既に稲を植えております。新規設定で稲作を行うには、契約期間が1年10ヶ月と中途半端な期間であります。これは他に利用権設定をした土地がありまして、1年10ヶ月後に更新の期日がくるため、それに合わせて再度設定する予定であるそうです。貸出人ですが、夫に先立たれ、農地を全て耕作管理するのが困難な為、貸し出すとのことでありまして、これはこれまでと同じように稲を栽培するために、周辺農地への悪影響もありません。それどころか、周辺の所有者からは綺麗に管理が出来ていると喜ばれております。以上確認の結果、議案第11号番号2は問題なしと判断致しました。審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号3番、4番。16番 中原英昭委員。

16番 3番、4番について説明いたします。現地確認と、借受人から聞き取りを行っております。借受人は10年以上前から当該地域に利用権を設定して生姜を作っております。地域の担い手になります。全く前回と同じ内容での更新ということで問題ないと考えています。以上です。

議長 議案第11号について質疑を許します。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第11号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 8 議案第 12 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 12 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明します。添付資料は 32 ページからとなります。

これについては総会で決定し承認を受けましたら、町のホームページに今月中に公表するよう準備しております。

なお、点検、評価については主に実績の方を簡単に説明させていただきます。

「Ⅰ農業委員会の状況」から説明します。

農業の概要の数値ですが、2020 年農林業センサス等の数値を基にした数値や、農業委員会の体制等の数字になりまして、令和 3 年 4 月 1 日現在の数値となっております。

次のページ、33 ページ「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」に移ります。

2 の令和 3 年度の目標及び実績ですが、集積目標 1,177ha に対して集積実績が 1,196ha、うち新規実績が 43ha、達成状況は 102%となっております。

3 目標の達成に向けた活動ですが、活動実績といたしましては、JA の方で新規就農相談会を行ったり、また認定農業者と計画作成支援を 90 名通年で行っています。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価については、集積目標を達成することができ、活動に対する評価については就農相談の受付の際や、事業活動対象者を主として集積について周知を行った結果が、目標の達成に繋がったとしています。

次のページに移りまして「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。

2 令和 3 年度の目標及び実績としまして、参入目標 5 経営体に対して参入実績 6 経営体、達成状況は 120%。参入目標面積 1.5ha に対して参入実績が 1.9 ha 達成状況は 126%となっております。

3 目標の達成に向けた活動ですが、活動実績は、新規就農相談、新農業人フェア、れんけいこうち市町村合同就農相談会、マイナビ就農フェスト、オンライン農業ツアー、高知のしごと・暮らし相談会を行い、目標達成に向けて取り組みを行いました。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、参入実績は、経営体数、面積ともに目標達成できたとし、活動に対する評価は、コロナ禍での影響は依然として残ったものの、オンラインの活用など実施可能な範囲で情報提供を行ったとしています。

続いて 35 ページ「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」に移ります。

2 令和 3 年度の目標及び実績ですが、解消目標 1.0ha に対して解消実績は 0.67ha、

達成状況は 67%となっております。

3 2 の目標の達成に向けた活動について、活動実績ですが、利用状況調査について、調査員数 39 人、調査実施時期は 7 月から 8 月で調査結果とりまとめ時期は 9 月から 12 月に行い、農地利用意向調査について、11 月から 1 月に調査を行い、今回意向調査の対象となった土地は第 32 条第 1 項第 1 号（いわゆる A 分類の農地）ですが、14 筆、1ha となっております。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、解消に向け助言等を行ったが、条件不利地でもあり目標の達成には至らなかった。解消可能な農地は引き続き対応をする。

活動に対する評価は、利用状況調査、意向調査とも予定どおり実施できたとしております。

次のページ「V 違反転用への適正な対応」に移ります。

2 令和 3 年度の実績について違反転用もなく、実績 0 となっております。活動実績ですが、利用状況調査等、年間を通じて農業委員が担当地区の見回りを行ったり、農業委員会だよりで広報し、周知を行ったりしたことで違反転用は発生してはませんが、今後も、継続して農地パトロール等の見回りを行うことは必要であるとしています。

次のページ「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」に移ります。1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の処理件数 62 件うち許可 62 件で不許可はありませんでした。以下の項目につきましては例年と変わりなく実施しております。

2 農地転用に関する事務ですが、1 年間の処理件数 28 件で、こちらも事務等の部分については例年通り実行されております。特に変更はしておりませんので説明は省略します。

3 農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内 4 つの農地所有適格法人から報告をいただいております。

4 情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供は、調査対象賃貸借件数 106 件で、HP にて公表しております。

農地の権利移動等の状況把握ですが、調査対象権利移動等件は 415 件で HP で公表します。

農地台帳の整備、整備対象農地面積は 3,214ha でデータ更新はその都度更新しております。

次のページに移って「VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は該当がありません。

「VIII 事務の実施状況の公表等」については、

- 1 総会等の議事録の公表は HP に公表しております。
- 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は 0 件です。
- 3 活動計画の点検・評価の公表ですが総会で承認を受されましたら、今月中には HP の方で公表するように準備しております。以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

議長 議案第 12 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 12 号について質疑を許します。質疑、ご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 12 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 12 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 13 号 「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

本議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、令和 4 年 6 月 10 日付で、町長より協議のありました、四万十町農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。担当課の説明を求めます。

農林水産課 いつもお世話になっております。農業振興地域整備計画を担当しております農林水産課の高橋と申します。それでは議案「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明させていただきますが、その前に農業振興地域整備計画について、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、県が指定する農業振興地域について市町村が策定する計画となっております。

この計画は、農業の振興に関する計画と、将来的に農用地として利用を図るべき土地の区域を農用地区域として指定しています。

農用地区域は主に 10 ヘクタール以上の集团的農地や基盤整備を行っている農地、中山間地域等直接支払、多面的機能直接支払交付金などの日本型直接支払制度の対象農地が指定されております。

この農用地区域への編入や除外については農業振興地域整備計画の重要な変更案件と致しまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則により農業委員会の意見を聞くこととされており、四万十町では年 2 回のスケジュールで重要な変更を行っております。以上が農業振興地域整備計画の簡単でございますが概要になります。それでは議案の方に移らせていただきます。

今回は農用地区域への編入が 10 筆、除外が 17 筆となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

まずは編入案件についてご説明をいたします。今回の編入案件につきましてはすべて令和 4 年度から日本型直接支払制度に新規加入するために編入したいと申出のあった農地になります。それでは、資料の 1 ページをご覧ください。整理番号 1 から 5 まで関係者は記載のとおりです。農地は大字根元原字壺人越 11 番、他 9 筆、現況地目はいずれも田となっております。地積は合計で、4,247 m²で今回新規に編入したいと申し出がありました。編入案件については以上です。

続きまして、除外案件についてご説明をいたします。資料の 18 ページ 19 ページをご覧ください。

整理番号 1 番、関係者は記載のとおりとなっております、農地は大字金上野字加治屋口 884 番 1、現況地目は田、地積 3,447 m²のうち 497 m²を宅地（一般住宅）に供したいとの申し出がありました。

続きまして整理番号 2、関係者は記載のとおり。農地は大字金上野字加治屋口 889 番 1、現況地目は畑、地積 1,360 m²のうち 2.25 m²を携帯基地局に供したいとの申し出がありました。

続きまして整理番号 3、関係者は記載のとおりとなっております、農地は大字見付字カヤノ木 706 番 2、現況地目は畑、地積 767 m²を宅地（農家住宅）に供したいとの申し出がありました。

続きまして整理番号 4、関係者は記載のとおりとなっております。農地は大字見付字柏木 864 番 7、現況地目は原野、地積 135 m²のうち 20 m²を携帯基地局に供したいとの申し出がありました。

続きまして整理番号 5、関係者は記載のとおりで、農地は大字見付字野中 2648 番、現況地目は田、地積 1,046 m²のうち 451 m²を宅地（一般住宅）に供したいとの申し出がありました。

続きまして整理番号 6、関係者は記載のとおりとなっております。農地は大字作屋字上屋敷 558 番 3、現況地目は畑、地積 298 m²のうち 25 m²を墓地に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 7、関係者は記載のとおりで、大字下呉地字間土 339 番 2、現況地目は田、地積 265 m²のうち、0.12 m²を携帯基地局に供したいとの申し出がありました。

続きまして整理番号 8、関係者は記載のとおり農地は大字替坂本字ミサキノ本 61 番 1、現況地目は田、地積 520 m²を宅地（農家住宅）に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 9、関係者に記載のとおりとなっております。農地は大字替坂本字ミサキノ本 61 番 6、現況地目は田、地積 455 m²を宅地（一般住宅）に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 10、関係者記載のとおりで、農地は大字平串字高尾 986 番 9 と 986 番 14、現況地目は田、地積 373 m²と 188 m²、合計で 561 m²を宅地（農家住宅）に供したいとの申し出がありました。

続きまして整理番号 11、関係者は記載のとおりとなっております。大字興津字大

財野 3326 番、現況地目は田、1,613 m²のうち 0.12 m²を携帯基地局に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 12、関係者は記載のとおりで、農地は大字興津字古川 3982 番、現況地目は畑、地積 341 m²のうち 0.12 m²を携帯基地局に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 13、関係者は記載のとおりで、農地は大字大正北ノ川字南ヤシキ 388 番 3、現況地目は畑、地積 218 m²のうち 2.25 m²を携帯基地局に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 14、関係者は記載のとおり、大字小野字中谷 503 番 2、現況地目は畑、地積 733 m²のうち 2.25 m²を携帯基地局に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 15、関係者は記載のとおり。農地は大字井崎字シダヲロ 733 番 1、現況地目は田、地積 440 m²のうち 2.25 m²を携帯基地局に供したいと申し出がありました。

続きまして整理番号 16、関係者は記載のとおりで、農地は大字井崎字馬道 1145 番 4、現況地目は田、地積 2,763 m²のうち 2.25 m²を携帯基地局に供したいとの申し出がありました。

以上、合計で 17 筆、3307.61 m²について除外したいとの申し出がありました。

また、今回申請のありました携帯基地局への転用案件は、電気通信業者より県と携帯電話アンテナ基地局設置についての事前協議がなされておりまして、県より農地転用の手続きが必要ない旨の回答をもらい、現在設置されております。この部分については、事後での農振除外手続きが可能となっております。以上の案件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当課からの説明が終わりました。

議長 質疑を許します。質疑はありますか。11 番 土居稔委員。

11 番 5 条とか 4 条での申請予定というのはここに案件として上がってくると思うんですけど、携帯基地局の事前説明済は上がってくるのでしょうか？

事務局 この携帯基地局についてはですね、先ほどチラッと話もありましたけれども、許可不要で建てることができるようになってますので、県と携帯会社様がやり取りして許可を出されるということなんで、ここには出て来ないです。

議長 他に何かありませんか。自分の方から質問いいでしょうか。

携帯基地局の面積の問題なんですけど、上から 2.25 とか広いのは 20 とか、狭いのは 0.12 とか面積にかなり違いはありますが、どのような感じでこういう形になったのか、説明をお願いします。

農林水産課 業者の方から示された面積となっておりますけど、2.25 m²につきましては、

そこは電柱タイプというところと20㎡につきましては、電柱タイプではなくて、大きめの柵を付けての、大きい携帯基地局というところになってます。0.12㎡というのはですね、もう本当に細い電柱タイプのものになってまして、基地局についてもですね、いろいろな種類がありまして、その場所での電波の強弱と言うところと仕様によって、面積が違ってくるのかなという風になっております。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議長 議案第13号、「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」異議ない旨を町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号「四万十町農業振興地域整備計画の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長 続いて、日程第10 その他の件について議題とします。
事務局何かありませんか。

事務局 先ほどの農振除外ですけれども、この後、除外の手続きが終わりましたら、先ほどからのご質問の中にもありましたように、携帯基地局以外の宅地とか墓地等は転用申請が出てくるようになります。担当地域の委員の皆様には、その時は宜しくお願ひしたいと思います。

それでは事務局から、その他について5件ほどあります。まずは、四万十町総合振興計画審議委員についてです。

現在、こちらのほう太田会長に委員を務めていただいております。総合振興計画審議委員会委員ですが、令和4年8月2日で任期が終わります。この総合振興

計画は、町づくりの元となる計画で、委員は計画の審議や進捗状況を評価しております。役員会では次回は掛水委員にお願いしたいと思っておりますが、それではよろしいでしょうか。

よろしければ次期は掛水委員、よろしくお願いたします。企画の方にはその旨報告をさせていただきたいと思えます。

続きまして、認定農業者についてです。

3条許可等の際に譲受人について調査し、補足説明お願いしておりますが、その中で認定農業者であるかどうか聞いていただいているかと思えます。

委員さんの中には、ご自身が認定農業者であったり、よくご存知の方もいらっしゃると思えますが、あまり馴染みのない委員さんもおられると思えます。

本日は丁度、農林水産課の職員が来ておりますので、認定農業者について簡単に説明をしてもらいたいと思えます。

農林水産課

ただいまご紹介いただきました、四万十町農林水産課の竹本と申します。本日はよろしくお願いたします。お配りしている認定農業者制度についてというものに沿って説明を進めていきます。

認定制度については、こちらに記載のとおり、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて自らの経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた事業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものということになります。

こちらの基本構想に示された目標という部分については下に示しています、認定基準というところがございます。

まず1点目、計画が市町村基準に照らして適切なものであることということで、認定農業者の方については、年間の目標所得が概ね300万円から400万円程度。年間の就農時間が、主たる従事者一人当たり2000時間程度ということになっております。

また付随するような制度として、認定新規就農者の制度というものがあります。こちらは、経営開始から主に5年までの方、新規就農者の方というのを特に重点的に支援するという意味ですね。こちらにも認定の制度があります。こちらについてはですね、目標所得が経営開始から5年目の段階で、概ね250万円程度。年間の収納時間については、従事者一人当たり2000時間程度ということが目標として示されてされています。

2点目、基準の2点目計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

3点目、計画の達成される見込みは確実であることこの3点を認定の基準としております。

こちらについては、認定農業者、認定新規就農者とも提出された計画に基づいて、関係機関で構成される審査会において審査承認を行っております。こちらの関係機関については、農協や普及所あと農業委員会、農林水産課の主はこの4団体です。畜産の場合については家畜保健所の方も同席の上、全員の同意を持って認定の審査を行っております。

大正、十和の地域についてはそれぞれ管轄の担当が審査をしていただいております。

先ほど1番最初に説明しました重点的な支援措置というところで、じゃあどういった制度があるのかというところを、一番下のイメージ図の方に記載しております。

認定農業者については、水田活用等の直接支払交付金というゲタ対策と言われるものや、収入減少の影響、緩和対策の交付金とナラシ対策と呼ばれるもの。また、スーパーL資金等の農業経営基盤強化資金だったり、農業経営基盤強化準備金制度、こちらは機械等の購入に向けた準備金を経費として計上して購入した際には、そちらも圧縮でき、記帳できるという税制の特例の制度になっています。

また農業者年金の保険料の支援ということで、こちらについては条件があるんですが、月額保険料2万円のうち最大1万円から4,000円程度、国庫補助が受けられる制度になっています。

本町では認定農業者数は、令和4年の7月1日時点で218名の方が、計画の認定を受けています。

続いて認定新規就農者については、先ほどご説明の5点の制度のほかに、国県の就農助成制度というものがあります。

こちらについては、経営開始3年目までを対象として年間150万円の助成を行う。新規就農者育成総合対策の経営開始資金と呼ばれる制度や機械等の購入について、1,000万円まで補助については3/4国と県からの補助が出るといった支援があります。その他四万十町や高知県単独での助成等も実施しています。

また、青年等就農資金というものについては、スーパーL資金等と同様に、資金の管理制度になるんですが、金利が無利子という事で、最大3,700万円まで償還期間は最長で17年までの貸付金を行う制度になっています。こちらについては、令和4年4月1日時点で認定者数が27名ということになっております。

本当にざっくり分けますと、こちらの認定農業者と認定新規就農者という、大きな二つの区分と、あとこちらの計画の認定を受けていない方でも、目標所得も年間の所得が300万から400万円程度という方もいらっしゃると思います。そちらの方については、基本構想の基準到達者という扱いになってまして、今後こういった助成支援を受けられる際にはですね、認定農業者の申請を上げていただけましたら、こちらの方でまた認定審査を行うようになります。

説明については以上になります。

議長

認定農業者制度について説明がありましたが何か質問はありますか？

私の方で質問があるんですが、認定農業者の所得ですが、300万400万程度っていう部分がありますが、これはその町独自に決めたのが、ある程度基本的な金額があつて、この所得が決まったんでしょうか。

農林水産課

こちらの目標所得については四万十町の方で農業で生計が立てられる金額というところで、基本構想に定められたものになります。こちらは四万十町の数額になるので、例えば中土佐町や黒潮町周辺の市町村は状況によっては、この金額が

異なる場合があります。あくまで四万十町での目標所得というところになります。

議長 14 番 吉良榮委員。

14 番 目標所得は 300 万 400 万程度となっておりますが、これに多少のズレはあってもかまわないと思いますが、大幅に足らなかった場合は、ペナルティがあるのですか。
仮に 100 万ほど足らないとか、この目標の所得が 200 万とか 100 万であったらペナルティがあるのですか。

農林水産課 お答えします。こちらの所得については、下回っているといつて、ペナルティであったり、何か事業上の不利ということがでてくることはないんですが、説明が抜かってました。こちらの経営改善計画については、基本的に 5 か年で認定をするような形になります。例えば、今年、令和 4 年に認定をすれば、令和 9 年までの期間が認定の期間になります。その更新のタイミングで、直前の実績等を踏まえて、また計画の更新をするかどうかというところを判断するようになります。で、その中で、例えば規模が縮小して、5 年後、またその 5 年後の計画を立てる時に目標所得に達さないということで判断されれば、計画の策定ができないということになりますので、そういった制約があるのですが、基本的にこの目標所得に達していないということで、不利と言うようなことは出てこないような形になります。

議長 他に何かありませんか。自分の個人的な意見なんですけど、認定農業者っていうのはお米を作っている方は所得が足りないという理由でほとんどできない。今から集積してお米をたくさん作っていただいているグループの方に、所得もある程度上げていただきながら、面積を増やして頂きたいとお願いしていかないといけない時代ですので、認定農業者のその枠に米作り農家も入れていただくような形が取れないか。ある程度面積持っていたら、所得が足りなくても、地域を担って集積して、いっぱいお米を作るよっていう人が認定農業者に入れないのは残念だなあっていう思いが以前からありました。そういった部分については答える的なものがあるのでしょうか。

農林水産課 水稻栽培とかについてはですね、一定その面積、例えば 15 町程度やっていただかないと、なかなかこの目標所得というところが出てこないというところは、先ほどおっしゃっていた通り、現状としてあるところなんです。こちらの認定制度については、基本的に農業を専業でやっていただいている方を重点的に、支援をするというような形になりますので、今後、基本構想等を策定するときにそういった水稻栽培だったり、そういった位置づけはなされたらですね。認定農業者というところで認定もしていけるような形になると思いますので、そちらについては課の方、関係機関の方でまた審査をさせていただいて、今後つなげていければと考えています。

議長 ありがとうございます。農業委員会としても、関係機関といたしまして、こういった問題も真剣に取り組んでいきたいと、役員会でも諮ってみたいなど。初めてこういう意見を出しましたので。以前から思っていた部分がありますが、農業委員会としてもどのようにしたらいいのかっていうような方向性をお願いしていくこととかも含めてまた次の課題にしたいと思います。

他にこのことについての説明、質問ございませんでしょうか？

議長 35番 山崎力委員。

35番 農業者年金入ってますが、この認定農業者になってたら入らないといけないのかと聞いたら、入るにはよびませんと言う返事をもらいましたが、国民年金はもちろん掛けないといけない。そしてこの農業者年金も掛けていくと月額4万ぐらいになってくる。これは農業ではなかなか大変とは思いますが。これは入る義務はないですよ。

事務局 農業者年金に関しては入る義務はもちろんありません。保険料の支援として、その認定農業者であるとか、認定新規就農者であれば、保険料の支援として1万円ないし、4,000円までの支援が受けれますっていうところにはなります。

議長 他に何かございませんでしょうか。
無いようでしたら、認定農業者制度についての説明は終わりたいと思います。

事務局 なおですね。補足説明の際に、その方が認定農業者かどうか分からない場合は事務局に問い合わせいただければと思います。

認定農業者制度については以上でよろしいでしょうか。

続きまして、利用状況調査についてのお願いと農業者年金について森本の方から説明させていただきます。

事務局 農地利用状況調査について説明します。農業委員会では毎年7月から8月にかけて農地法第30条の規定に基づき、町内すべての農地に対して農地利用状況調査農地パトロールを行うこととされています。この農地利用状況調査は、地域の農地利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生防止解消、違反転用の発生防止、早期発見について重点的に取り組むことを目的とされて実施されています。

特に遊休農地の発生防止解消は最適化活動としても重要とされております。

皆様には毎年ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。それでは調査方法についてご説明します。お配りしました、令和4年度の農地利用状況調査等に当たってをご覧ください。

まず調査期間は毎年同じ期間ですが、7月から8月末にかけて実施していただきますようお願い申し上げます。次に調査内容についてですが、各委員の担当地域全ての農地を対象として調査をお願いします。すべての農地が対象にはなるんですが、調査のポイントとして3点あります。

1 点目、遊休農地の調査をお願いします。遊休農地がありましたらお配りしていただきます農地利用状況表にご記入ください。もう 1 枚記載例のほうを見て頂きたいと思います。農地情報については分かる範囲での記入で構いません。地番等をお調べしていただき、荒廃等の状況、遊休農地の位置付けの欄を記載例のようにご記入をお願いします。

遊休農地の位置づけですが、遊休農地は A 分類と B 分類に分けられています。A 分類、現在は 1 号遊休農地と言いますが、再生利用が可能な荒廃農地とされ判断基準としては、過去 1 年以上にわたり農作物の作付が行われておらず、今後も所有者等による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みがない土地となります。年 1 回ぐらい草刈りをして管理していると思われる農地は、A 分類には該当しませんので、農地状況によりご判断をお願いします。B 分類とは、再利用が困難と見込まれる荒廃農地とされ、森林化しており、土地を農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地、また周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地となります。いわば非農地レベルの農地となります。

このことを踏まえて、A 分類 B 分類を判断して調査表に記入して提出をください。

配布資料の中に、B 分類の一覧表をお配りしています。その一覧表を見て頂いて、その中に入っていない農地を調査表に記入するようにお願いします。中には B 分類の一覧表が何ページもある委員さんの方もいて、B 分類に入っているか見つけるのが大変な場合もありますがよろしくをお願いします。

また、これまでの調査で A 分類となっている農地については、今回の調査でも必ず状況を確認するようお願いします。該当のある委員さんには、別途調査表をお渡ししていますので、よろしくをお願いします。

それから 2 点目、農地法第 3 条、利用権設定の許可のあった農地の利用状況を確認してください。

3 点目、違反転用については確認できる範囲でお願いします。

調査の結果、A 分類 B 分類とも無い場合、調査表の提出は不要になりますが、必ず農業委員会の方までその旨をお伝えください。その他、地番がわからないとか、何かありましたら事務局の方にお問い合わせください。

また、この調査をするにあたって担当地域の地図については新任の委員さんにはお配りさせていただきましたが、他の委員さんで以前にお配りしましたものがない方、地図が見にくい委員さんがいらっしゃいましたら、お申し付けください。

それから赤字でも書いておりますが、調査表とは別に活動記録簿への記入をお願いします。

活動記録簿へは、遊休農地の発見未発見に関わらず、調査した場合記入をお願いしたいと思います。調査表は遊休農地を発見した場合のみ記入をお願いします。

お手数をかけますが、よろしくをお願いします。

次に利用意向調査についてですが、今回の調査の結果、A 分類となった農地については、今後の活用意向を所有者の方に確認する取り組みとなります。意向調査の方法については該当農地だけとなりますので、該当する委員さんに別途ご説明をさせていただきます。

委員の皆様にはご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。
簡単でありますが説明を終わります。

事務局

続きまして、農業者年金について説明させていただきます。

先月の総会で中原委員の方から農業者年金について、現在ウクライナ情勢とかある中で加入推進をしていいのかという質問を頂きました。その後、農業者年金の研修を受けてその質問に対しての答えをもらいましたので、その際の資料を用いてお答えしたいと思います。農業者年金の実例運用実績のプリントを見ていただければと思います。

こちら、北海道の方の実績らしいんですが、今年の5月から年金をもらってる方のデータになります。この方、平成14年から60歳になるまでコツコツと毎月2万円を納付し2万円かける60歳になるまでの183月。保険料の総額366万円を納めました。自腹できているお金は366万円です。そして毎年基金運用して最終結果が1番下を見て頂くと分かりますが、5,395,582円になっています。

払っているのは366万円ですが、最終的には539万円まで積立額が増えているということになります。表のほうを見ていただきまして付利額というところがあると思いますが、その年の運用の結果になります。平成14年当時いきなりマイナスになっています。28万円納めて1円増えるどころか7千円マイナスになっています。これは当時、イラク戦争があったそうです。次にマイナスの時、平成19年はサブプライムローンっていうものがあったり、翌年マイナス16万円、この時はリーマンショックの時だそうです。最後のマイナスの時は、令和元年ですが新型コロナウイルスとか中国危機が原因になっているそうです。こういったマイナスの時期もあるんですが、長期的な長い目で見ると366万円が539万円までになっているということになります。基金はそういう運用をしているということで質問に、対する答えは一喜一憂しないでくださいとのことでした。

この方の年金額は、最終的な積立額から原価率で割った額240,600円が年金額になります。自腹できった366万円をベースに逆算すると $366万 \div 240,600$ 円は15.219年で、65歳から15年を足した80歳ちょっとで、元が取れるという計算になります。また、農業者年金は終身年金ですので、この方の場合80歳より長生きすればするほど得になるという考え方です。万が一早く亡くなってしまった場合、死亡一時金という制度もあるんですが、この場合支払った保険料より損する事ももちろんあります。

老後の生活の安定のための年金制度だにご理解くださいとのことでした。回答は以上になります。自分自身もですね、農業者年金についてまだ勉強中ではありますが、農業者の方にとっては農業者年金が最適な年金じゃないかなと考えておりますので、また加入の推進についても推進していただければと思いますので、よろしくお願ひします。説明は以上になります。

事務局

続きまして、活動記録簿についてです。杉本から説明します。

事務局

できるだけ簡潔に説明したいと思いますのでよろしくお願ひします。活動記録簿

については委員の皆さんに大変ご苦勞おかけしております。4月分につきましては、提出いただいたものを事務局で整理、議案と一緒にお手元にお返ししたところですが、修正とか、加筆等ありましたら、また事務局の方までお願いしたいと思います。

4月、5月については、おかげさまで100%の委員の皆さんからご提出がありました。6月分についても引き続きよろしくお願ひいたします。5月分についても同様にチェックしまして、1度お返しするようにしたいと考えております。それ以降についてはですね、状況を見ながら判断させてもらえたらというふうに思っております。で、これまで委員の皆さんから提出いただいたその活動簿を見ていく中で、主な活動の内容が見えてきました。そこで以前お配りしたその記入要領を少し簡潔にしたものを作成しました。今後の参考にしてもらえればと思いますので、ご説明したいと思います。お手元の資料の右片に資料1と書かれた①と書かれたのを見ていただきたいと思います。農業委員会の活動記録簿の記入要領ということで、これは前にもお配りしたもののなんですけど、文字がいっぱいありすぎて、分かりにくいなということで簡潔にしたものがあります。その前に先ほど若干話が出てました、利用状況調査は不明所有者の探索みたいな話が出てましたので、流れみたいなのを説明したいと思います。

左側の項目で大項目っていうのがありまして、1、2、3番目の遊休農地の発生防止解消というところですが、これの右側に①で現地確認というのがあるかと思ひます。それでアが利用状況調査で、7月については、先ほど森本の方から説明がありましたけど、利用状況調査についてはですね、この3番の①アの分類になってきます。7月については、強化月間ということになりますので、現地確認については、この利用状況調査と言うことで、記入いただけたらと思ひます。

この利用状況調査の中で、あまり耕作ができてなかったようなところが見つかったら、この②の利用意向調査ということで、所有者さんに意向を伺うという流れになります。先ほど出てた所有者さんが不明な場合、それがその下の③不明所有者等の探索ということで、登記状況の確認。なかなかこれ難しいと思ひます。現地とかでの聞き込みですね。あと、事務局の方に来て確認でもオッケーですので、そういう書き方をしてもらえたらと思ひます。

2ページ目次のページを開けていただいて、資料の②と右片に書かれたものです。1ページの分をちょっとはしょって色を付けて簡単にしたものです。大項目のところを見ていただくと、1から5まで項目があります。1番の法令による農業委員会の権限事項とか、2担い手の農地の集積集約化から5までありまして、この1から5に該当するものを活動記録簿に書いてもらうようなことになります。

その中で、赤で囲っている部分がありますが、下の※印に書いてます最適化活動は、上記の大項目の2から4までの活動が該当し、1と5の活動は最適化活動を行った日数に含めないことに留意するとあります。記録簿には書いていただくんですけど、最適化活動にカウントされるのは、この2、3、4番ですよということが書かれています。

さらに次のページ3ページ目を見ていただきまして、特に委員さんからですね、提出、項目が多かったところをさらに簡潔にしまして、大項目の2、3に絞ってます。2番の担い手の農地の集積集約化、3番の遊休農地が発生防止解消ということで中項目

小項目がありますが、集積についてはですね。①出し手受け手の意向把握と③の関係機関との打ち合わせというふうに絞ってます。それぞれ記載例を書いておりますので、こういった形で書いてもらえたらと思います。先ほど言いましたけど、3番の遊休農地の発生防止解消の①の現地確認で、アの利用状況調査これについては、7月は強化月間ということになってますので、これで、記入をお願いしたいというふうに思います。その他の鳥獣害を見つけた時とか、そういうようなもの、異常見つけた発見した時とか、記載例を入れてますので、また参考にしてもらいたいと思います。

もちろんですね、これだけしか書いたらいかんということではなくて、これを柱に自由に書いていただけたらと思います。

ただ、この程度の内容で今のところは充分ですので、要はですね、その書かれた内容が大項目のどれに当てはまるか。それが読み取れる内容やったら OK でするので、よろしくをお願いしたいと思います。

あとすみません、最後に色々質問があった中で、現時点で県とか国から確認が取れた分がありますので、ご報告したいと思います。前にその匿名での記載はどうだろうという質問がありましたけど、匿名でも OK ということです。ただですね。集積とか新規就農などの情報共有になりますので、できれば名前を記入していただきたいということです。この場合でその本町の個人情報保護条例を制定しておりますので、それに基づき公文書等も管理しておりますので、仮に、開示請求があった場合でも、その個人名が外部に漏れることはありませんので、その辺はご安心頂けたらと思います。

あと最後にもう一点、農地の集積集約に関することについてですが、委員さんを対象にした内容でもいいという回答がありました。例えば、委員さんご自身が借りて耕作している農地の所有者に、今後の意向、来年も貸してくれるかとか、あと何年貸してくれるのかとか、そういったことを確認した場合も最適化活動として出し手受け手の意向把握としていいということで回答いただいておりますので、その辺も参考にしてもらえたと思います。

事務局 ご質問等ありませんでしょうか。

皆様には毎月毎月ご苦勞かけたします。また書いていて分からないことがありましたら、お気軽に事務局の方へ問い合わせいただければと思います。

引き続きよろしくお願いいたします。

議長 県の農業会議総会の後の会で、最近目まぐるしく変わったこの情勢や農業委員会にかせられる部分がかかなり厳しくなっているんじゃないかとたくさん意見が出ていました。人・農地プランから地域計画に変わり、それから目標地図を作れと言うような形が出ております。それと月6回以上の活動をせよ、その記録をせよと国から通達があつて皆さんに行なってもらっております。そういった件につきましてもいろいろ話をしました。目標地図を作ったり、地域計画を作ったりというのがなかなか大変だということで、これも含めて県の中でこういう色々な情報交換をしていこうじゃないかと話をしました。しんどいやりにくい、うちはようせんとかいう意見もあると思いますが、そこも含めて四万十町は頑張つてなんとかせないかんというつもりでやってますと言つてお答えしております。

四万十町はかなり農業的にもいろんな、集落営農、法人、そういった部分も含めて進んでおりますので、どういった形であれば、スムーズに行けるかを皆さんと一緒に考えていかなければと思いました。

1つ参考になったことで、今回県会長を代わられた南国市の武市会長、その方が言っておりましたが、武市会長は農業委員を辞めたら推進委員になると。推進委員になったらどうするのですかって聞いたら、若い者がおるから、その若い者と一緒に勉強とか一緒に活動したいと。で特にその若い者にドローンの免許を取らせて一筆調査地域を調査せないかん。行けんようなところでもタブレットを使ってドローン飛ばして、その若い者にやってもらいたい。そういったことを指導含めて若い者と一緒にやりたいとそういった意見も言ってくれました。すごいねって。会長を辞めても推進委員になって、また一緒になってこんなことやってあんなことやってとの話に、いろんなことをこれからどうやって進めていくかも情報交換しながら、自分たちがやれる方向性を見つけていきたいなと言う思いで帰ってきました。

あんまり情報としていい情報だったかどうかわかりませんが、なかなか厳しい状態であるっていうのは確認して帰ってきました。報告は以上です。

議長 その他の件については終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 6月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時40分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 14 番

署名委員 27 番
